

# ★六戸町定期予防接種一覧表(令和3年4月1日現在) ※法改正により変更となる場合があります。

問い合わせ先 福祉課  
☎0176-55-4597

◎周知方法の「通知」とは、標準接種年齢および時期が近くなると郵送で案内が通知されることです。

◎予防接種当日に六戸町に住民登録のない場合の接種費用は全額自己負担となります。転入等で問診票をお持ちでない場合は、福祉課へお問い合わせください。

◎対象年齢期間の「〇歳未満」「〇歳に達するまで」「〇歳に至るまで」は、いずれも「〇歳の誕生日の前日まで」を示します。

## ○定期接種(全額公費)

ワクチン		種類	回数	周知方法	接種上の注意	対象年齢、期間 (公費助成対象の接種期間)	標準的な時期 (接種を受けるのが望ましい時期)
<b>ロタウイルス</b> (医療機関により、採用している ワクチンが異なります)	1価	経口生ワクチン	2回	訪問時	4週間以上の間隔をあけて2回	生後6週から24週 ※遅くとも1回目は生後14週6日までに	
	5価	経口生ワクチン	3回		4週間以上の間隔をあけて3回	生後6週から32週 ※遅くとも1回目は生後14週6日までに	
<b>ヒブ (インフルエンザ菌b型(Hib))</b>		不活化ワクチン	4回	訪問時	27日以上の間隔で3回、その後7か月以上(標準的には7か月以上13か月まで)の間隔を置いて4回目(追加)	生後2か月以上5歳に至るまで	1回目を生後2か月から開始
<b>小児用肺炎球菌</b>		不活化ワクチン	4回	訪問時	27日以上の間隔で3回、その後60日以上あけて、1歳になってから4回目(追加)	生後2か月以上5歳に至るまで	1回目を生後2か月から開始
<b>B型肝炎</b>		不活化ワクチン	3回	訪問時	1回目の接種から27日以上あけて2回目、3回目は1回目から139日以上経過してから接種	1歳に至るまで	生後2か月以上9か月に至るまで
<b>四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)</b>		不活化ワクチン	4回	訪問時	1回目～3回目の間は、それぞれ20日以上あける。その後6か月以上(標準的には1年から1年6か月後)あけて、4回目(追加)	生後3か月以上7歳半に至るまで	初回3回は生後3か月～1歳の間
<b>BCG(結核)</b>		注射生ワクチン	1回	通知	4か月児健診の案内に問診票が同封されます。	1歳に至るまで	生後5～8か月の間
<b>麻しん・風しん(MR)</b>	1期	注射生ワクチン	1回	通知	12か月児健診の案内に問診票が同封されます。	1歳以上2歳に至るまで	1歳になったらできるだけ早く
	2期	注射生ワクチン	1回	通知	対象になる前の3月中旬～末頃に個別通知されます。	小学校就学前1年間(年長児)	
<b>水痘(水ぼうそう)</b>		注射生ワクチン	2回	通知	12か月児健診の案内に問診票が同封されます。1回目から3か月以上(標準的には6か月から12か月)あけて2回目	1歳以上3歳に至るまで ※すでに水痘にかかったことがある人は対象になりません。	1歳になったら
<b>日本脳炎1期</b>	初回	不活化ワクチン	計4回	通知	3歳の時に個別通知。1回目から6日以上(標準的には6日以上28日までの間隔)で2回目。	生後6か月以上7歳半に至るまで	3歳～4歳の間に2回
	追加	不活化ワクチン			2回目からおおむね1年後に3回目		4歳～5歳の間に1回
<b>日本脳炎2期</b>		不活化ワクチン		通知	9歳の時に個別通知されます。	9歳以上13歳未満	9歳になったら1回
<b>日本脳炎特例措置</b>		不活化ワクチン		通知	中止になる前に接種した回数と合わせて合計4回になるように接種します。	◎平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた方で20歳未満の方。 ◎平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた方で、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない方で、9歳以上13歳未満の方。	なるべく令和3年度中に1期追加までの接種を終わらせるよう努めてください。
<b>二種混合(ジフテリア・破傷風)</b>		不活化ワクチン	1回	通知	小学校6年生のときに個別通知されます。	11歳以上13歳未満	小学校6年生(11歳以上12歳未満)
<b>ヒトパピローマウイルス (女子のみ)</b> ※接種を希望した場合に接種できます。(令和3年3月現在)	2価 (サーバリックス)	不活化ワクチン	3回	通知	1回目の接種から1か月以上あけて2回目、1回目の接種から5か月以上あけて3回目(2回目と3回目は2か月半以上あける)	12歳となる初年度の初日から16歳となる年度の末日まで (小学校6年生～高校1年生相当の女子)	中学校1年生
	4価 (ガーダシル)	不活化ワクチン	3回	通知	1回目の接種から1か月以上あけて2回目、2回目の接種から3か月以上あけて3回目		

⇒裏面もご確認ください(任意接種・指定医療機関・接種間隔のルールについて)

## ○任意接種(一部助成)

ワクチン	種類	回数	周知方法	接種上の注意	対象年齢、期間 (公費助成対象の接種期間)	標準的な時期 (接種を受けるのが望ましい時期)
おたふくかぜ	注射生ワクチン	1回	通知	1歳以降に1回。(2回目を自費で接種する場合、小学校就学前1年間に1回)	1歳以上3歳に到達する年度の末日まで	1歳になったら (保育所など集団生活に入る前)
成人の風しん (抗体検査をし、抗体が無かった方は風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン接種費用を助成)	注射生ワクチン	1回	町ホームページ 妊娠の届出時	○今後妊娠を希望する女性とそのパートナー及び同居の家族 ○妊婦の夫及び同居家族(妊娠中の女性は接種できません。) ※どちらも、六戸町に住所のある20~49歳の方が対象です。助成回数は1回のみです。		抗体検査を受け、抗体価が基準値以下の方に費用助成。抗体検査にかかる費用も助成対象です。

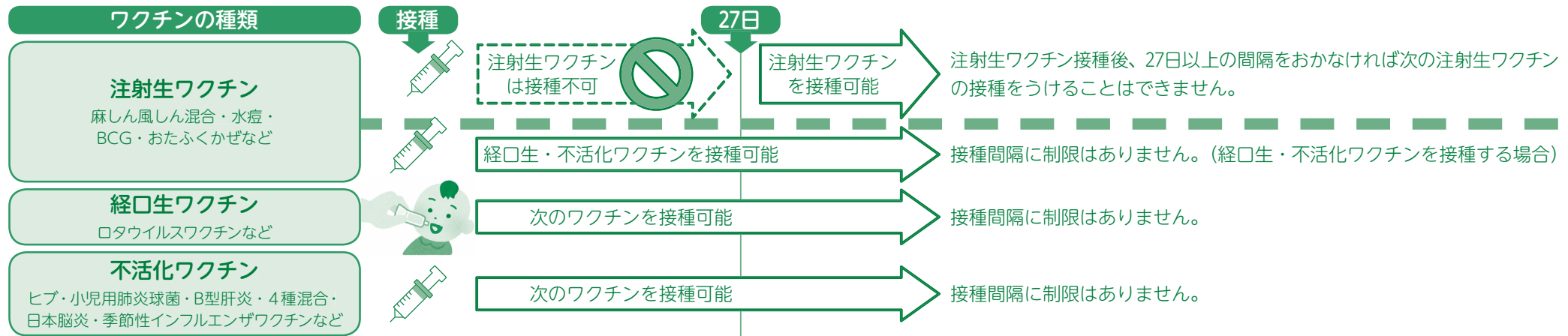
## ○持ち物や指定医療機関について

持ち物	母子健康手帳、予診票
町指定医療機関	沼田医院：☎0176-55-3069 六戸町大字犬落瀬字後田17-1(要予約。遅くとも2日前までに予約が必要です)
指定医療機関以外で 予防接種を受けたい方へ	青森県内の医療機関で接種を希望される方は広域予防接種制度を利用できます。広域予防接種協力医療機関に登録されていない医療機関もございますので、お問い合わせください。また、里帰り出産等の理由で県外での予防接種を希望する場合は、里帰り前にお問い合わせください。

## ○接種間隔のルール

### 1. 異なる種類のワクチンを接種する際の接種間隔のルール

- ◎「注射生ワクチン」の接種後27日以上の間隔をおかなければ、「注射生ワクチン」の接種を受けることはできません。
- ◎それ以外のワクチンの組み合わせでは、前のワクチン接種からの間隔にかかわらず、医師が認める場合、次のワクチンの接種を受けることができるようになりました。(令和2年10月1日から)
- ◎接種から数日間は、発熱や接種部位の腫脹(はれ)が出ることがあります。ルール上、接種が可能な期間であっても、必ず、発熱や、接種部位の腫脹(はれ)がないこと、体調が良いことを確認し、かかりつけ医に相談の上、接種を受けてください。
- ◎医師が必要と認めた場合、同時接種を行うことができます。



### 2. 同じ種類のワクチンの接種を複数回受ける際の接種間隔のルール

◎同じ種類のワクチンの接種を複数回受ける場合、ワクチンごとに決められた間隔を守る必要があります。表中の“接種上の注意”をご確認ください。

